

「期日前投票所の人材派遣業務（県知事選）」に関する質問に対する回答

1月23日 17:00時点

NO.	質問内容	回答
1	1. 人材派遣仕様書 11その他 ⑦派遣期間中、派遣者の久留米市庁舎市民駐車場の使用は禁止する とあるが、ゆめタウン久留米特設会場での派遣業務については同施設駐車場の利用は可能でしょうか	可能です。 場所は研修の際に指示します。
2	2.<別紙>期日前投票所の人材派遣予定表から 研修については全員いずれかに必ず参加とあるが、 研修参加人数が20人以上となり、派遣予定総時間数の40時間を超えた場合のご請求の可否はどのようになりますでしょうか	人材派遣予定表の表示が1回分のみの人数表示となっております。 予定表の修正を掲載しております。 各回20名かける3回で計60名まで120時間を想定しております。 60名・120時間を超える場合は協議を行いたいと考えております。
3	3.事前研修について 急病等による追加・交代等の人員が発生した場合など、 予定された研修に参加できない人員の研修について、追加の研修実施は可能でしょうか	追加の研修は予定しておりません。
4	4. 期日前投票所における受付および事務の業務に関しては、残業は発生しないと考えて宜しいか。同一人物が同一日でなければ、A・B各班での就業ならびに各投票所での就業は可能と考えて宜しいでしょうか	残業は発生しません。 同一人物が同一日でなければ、日によってA・B班を変えたり投票所を変えての就業は可能です
5	5. 入力するデータ・作成する書類に関して、 確認・相談できる職員が現場にいると考えて宜しいでしょうか	職員は原則現場にいます。また、現場から離れる場合でも隣接する事務所に職員がいるため、確認・相談は可能です